

益田市条例第14号

益田市地域医療推進条例

高齢化や少子化、健康の保持増進など、市民生活の安全・安心に対する諸課題に的確に対応し、暮らしやすい地域づくりを進めるために、地域医療の確保・充実是不可欠である。こんにちの全国的な医療従事者不足は、この地域の医療体制にも重大な影響を与えており、市民が安心できる医療提供体制の構築は喫緊の課題となっている。ここに、市民、医療機関及び市が、それぞれの立場で共に地域医療を支える体制の構築を目指すため、益田市地域医療推進条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民、医療機関及び市が、共に地域医療を推進するために必要な責務等を定め、市民の健康の増進及び地域医療の維持・充実を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市民が安心して医療を受けることができるように、医療機関、県及び国との連携を図るとともに、医療従事者の充足、医療体制の整備及び医療機能の強化の支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、あたたかな心の通い合う医療を目指して医療機関等を大切に利用し、また、市が行う健診をはじめとする保健事業等に積極的に参加し、健康の維持、向上に努めるものとする。

(医療機関の責務)

第4条 市内の医療機関は、相互に連携して地域医療の提供体制の確立に取り組み、市民が安心して医療が受けられるよう努めるものとする。

(医療情報の提供)

第5条 市内の医療機関及び市は、医療に関する情報を適宜市民に提供することにより、医療に対する市民の理解を深め、適切な診療が受けられるよう努めるものとする。

(医療従事者の充実)

第6条 市内の医療機関及び市は、不足する医療従事者の充足に向けて、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、医療従事者を育むために、教育環境の整備充実に努めるものとする。

(市民との協力)

第7条 市及び市内の医療機関は、地域医療の充実に取り組む市民や団体と連携協力し、地域医療推進に向けた啓発活動を行うとともに、市民の意見が反映される地域医療の充実に努めるものとする。

(地域連携)

第8条 市は、市内の医療機関連携の支援に努めるとともに、広域的な医療の連携推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。